

<認証契約が終了した事項>

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令  
第14条第2項に基づく公表

認証契約が終了した期日 及び認証番号	令和5年5月24日 HKJP08005	
被認証者の氏名又は名称及び住所	株式会社 相川バルブ製作所 滋賀県彦根市甘呂町465-5	
認証に係る日本産業規格の番号 及び日本産業規格の種類又は等級	J I S F 7 4 2 5 玉形弁及びアングル弁 ねじ締め逆止め玉形弁及びアングル弁 リフト逆止め玉形弁及びアングル弁 スイング逆止め弁 仕切弁（呼び圧力16Kを除く。） 玉形ホース弁及びアングルホース弁	
鋳工業品の名称	船用鑄鉄弁	
認証の区分	認証に係る日本産業規格の番号及び種類と同じ	
認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	株式会社 相川バルブ製作所 本社工場 滋賀県彦根市甘呂町465-5	
法第30条第1項の表示として表示する事項 及びそれに付記する事項	① JIS マーク（直径5mm以上の刻印に限る。） ② 登録認証機関の略号（HKの刻印に限る。） ③ 日本産業規格の番号 ④ 認証取得者の略号 ⑤ 呼び圧力及び呼び径 ⑥ 流れ方向の矢印（仕切弁を除く。） ⑦ 製造年月又は製造番号 ⑧ 製造業者名又はその略号（略号は④と同じ） ⑨ 弁棒の頭部に十字の表示 （ねじ締め逆止め弁に限る。） ⑩ 認証番号	
表示方法及び付記方法	単位	1製品ごと
	場所	弁箱：①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧ 外面：③、⑩ 弁棒：⑨
	付し方	弁箱：刻印又は鑄出し 外面：証紙若しくは荷札 弁棒：頭部に十字の溝を切り墨入れ
認証に係る法の根拠条項	産業標準化法 第30条第1項	